

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（答申）

平成22年7月1日22財活第693号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第5条に規定する利用及び提供の制限並びに同条例第6条に規定する電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項については、いずれも公益上必要があると思われるため、下記のとおり適当なものと認めます。

記

1 利用及び提供の制限（第5条関係）

事務の名称	インターネットのホームページ等による県発注工事から排除する暴力団関係事業者の情報提供事務
所管課名	財産活用課
個人の類型	暴力団と関係があるとして県発注工事から排除する事業者
目的外利用・提供の概要	暴力団関係事業者を県発注工事から排除するとともに、県民等が暴力団排除活動に取り組むことを可能とするために、暴力団関係事業者の情報をインターネットのホームページに掲載する等により、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行う。
利用・提供先	県民等（インターネット利用者、県民情報センター利用者等）

2 電子計算組織の結合による提供の制限（第6条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる県発注工事から排除する暴力団関係事業者の情報提供事務
所管課名	財産活用課
事務の目的	暴力団関係事業者の情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、暴力団関係事業者を県発注工事から排除するとともに、県民等が暴力団排除活動に取り組むことを可能とする。
識別される個人の類型	暴力団と関係があるとして県発注工事から排除する事業者
提供する個人情報の種類	所在地、商号又は名称、代表者名、排除期間、排除の理由
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。ただし、同項中(4)及び(6)を除く。